

専門里親研修制度の運営について（改正通知（案））新旧対照表

新	旧
<p>第1 専門里親研修の実施主体 略</p> <p>第2 専門里親研修</p> <p>1 趣旨 略</p> <p>2 種類 専門里親研修は、新規認定時の研修（以下「認定研修」という。）と、専門里親の登録更新時に実施する「<u>更新研修</u>」であること。</p> <p>3 認定研修</p> <p>(1) 研修対象者 児童福祉法施行規則第〇〇条第〇号に該当する者であること。 具体的には、下記のいずれかに該当する者であること。 ア 養育里親として3年以上の委託児童の養育の経験を有するものであること。 イ 略</p> <p>(ア) 福祉関係 児童自立支援専門員、<u>児童生活支援員</u>、児童指導員、保育士、児童福祉司、社会福祉士、精神保健福祉士、<u>児童心理司</u></p> <p>(イ)～(エ) 略</p> <p>ウ 都道府県知事がア、イと同等以上の能力を有すると認定した者であること。</p> <p>(2) 研修の実施方法 ア 研修の受付及び承認 略 (ア)～(イ) 略</p>	<p>第1 専門里親研修の実施主体 専門里親研修は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が行うこと。なお、都道府県は、他の都道府県、社会福祉法人その他適当と認める者に研修の実施を委託することができること。</p> <p>第2 専門里親研修</p> <p>1 趣旨 専門里親研修は、被虐待児等家庭養育の必要な児童を受け入れる専門里親として必要な基礎的知識や技術の修得など、専門里親の養成を行うとともに、その資質の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 種類 専門里親研修は、新規認定時の研修（以下「認定研修」という。）と、専門里親の登録更新時に実施する「<u>継続研修</u>」であること。</p> <p>3 認定研修</p> <p>(1) 研修対象者 <u>里親の認定等に関する省令第19条第1号</u>に該当する者であること。 具体的には、下記のいずれかに該当する者であること。 ア <u>養育里親名簿に登録されている者であって、養育里親として3年以上の委託児童の養育の経験を有するものであること。</u> イ 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事（指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）が適当と認めたものであること。 「児童福祉事業に従事した者」の具体例としては、下記の資格等を有して児童の福祉に関する事業に従事した者であること。</p> <p>(ア) 福祉関係 児童自立支援専門員、児童指導員、保育士、児童福祉司、社会福祉士、精神保健福祉士、心理判定員</p> <p>(イ) 保健・医療関係 医師、保健師、助産師、看護師</p> <p>(ウ) 教育関係 教員</p> <p>(エ) 司法・矯正関係 家庭裁判所調査官、少年院教官</p> <p>ウ 都道府県知事がア、イと同等以上の能力を有すると認定した者であること。</p> <p>(2) 研修の実施方法 ア 研修の受付及び承認 (ア) 専門里親になることを希望する者（以下「専門里親希望者」という。）は、都道府県に以下の書類を提出しなければならないこと。 ・ 受講申込書</p>